

大田区分別収集計画

(第10期 令和5～9年度)

令和4年6月

大 田 区

大田区分別収集計画 目次

1 計画策定の意義.....	1
2 基本的方向.....	1
3 計画期間.....	1
4 対象品目.....	1
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み.....	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項.....	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分.....	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み.....	3
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	4
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項.....	5
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項.....	6
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	6

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境の負荷の増大や最終処分場の逼迫等の深刻な社会問題を発生させた。資源の大量消費、ごみの大量排出・処分は、資源の枯渇化や地球環境問題と密接に結びついている。また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行された。

ごみのない持続可能な循環型社会を形成していくためには、「大田区環境基本計画」や「大田区一般廃棄物処理基本計画」に定める事項を円滑かつ的確に実施することにより、ごみの排出を抑制し、リサイクルを推進していく必要がある。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進及び分別収集の実施等に関する事項について定めたものである。本計画を公表することにより、区民・事業者・区がそれぞれの役割を認識し、積極的に責任を果たしながら、相互に連携・協働して、消費者の分別意識向上の取り組みの環をより一層広げることにつけていくこととする。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量と有効利用を図り、もって、最終処分場の延命化と環境にやさしい「循環型社会の実現」「ごみのない循環のまち・おおた」を目指すものである。

2 基本的方向

本計画の実施にあたっての基本的方向は、次のとおりである。

- 容器包装廃棄物の排出抑制を最優先の課題として、再使用・リサイクルを基本とした循環型社会を形成する。
- 区民、事業者等と相互に連携・協働して、消費者の分別意識の向上、資源回収の充実を図る。
- 効率的かつ環境負荷の低減に配慮した収集・処理システムの構築を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。（法第8条第1項）。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次の容器包装を対象とする。

- ① スチール製容器
- ② アルミ製容器
- ③ ガラス製容器（無色・茶色・その他）
- ④ 飲料用紙容器（紙パック）
- ⑤ 段ボール
- ⑥ ペットボトル
- ⑦ プラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	40,774	40,650	40,530	40,449	40,561

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出者である区民、事業者等への情報提供と意識向上を目的として、以下の方策により普及・啓発を推進する。

(1) 協働の推進【資源循環学習教室（環境学習）】

将来を担う子どもたちが廃棄物の処理や資源の有効利用について学び、実践することを目的として、小学校（主に4年生）、保育園（私立も含む）及び児童館に対して資源循環学習教室を実施する。

また、区民の清掃・リサイクル事業に対する理解を深めるため、資源循環学習教室の対象者拡大に向けた検討を行い、「出前講座」をさらに充実し、区民、事業者等との連携・協働の推進を図る。

(2) 3Rの推進キャンペーン

毎年10月の「3R推進月間」に合わせ、区報、ホームページ等を活用した3Rに関するキャンペーンを展開する。

また、区内の小中学生から地球にやさしいまちづくりポスターを募集し、表彰する。作品は、区役所、生活展、環境フェア等で展示し、区民の意識啓発を図る。

(3) イベント開催時における普及・啓発

OTAふれあいフェスタ、生活展、エコフェスタワンダーランド、環境フェアなどのイベント開催時に、分別に関するゲームの実施、スケルトン車による積込み体験等を行い、廃棄物の扱いに対する区民の意識を高める。また、区民にマイ

バックを配布し、ごみ減量を意識したライフスタイルを呼びかける。

(4) 資源プラスチック回収事業の推進

プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の再資源化に向けた新たな資源回収の実施に向けて体制整備を進める。

区の資源プラスチック回収事業は令和4年度から一部地域で先行実施し、令和7年度に区内全域で本格実施する。

そのため、令和7年度までは資源プラスチックを回収しない地域においては、従前どおり食品トレイと発泡スチロールのみを回収する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	びん
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは次のとおりである。

単位：t

分別収集する 容器包装の種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の 容器	1,359		1,358		1,360		1,340		1,346	
主としてアルミ製の容 器	670		670		671		672		675	
無色のガラス製の容器	1,762		1,761		1,757		1,760		1,768	
	引渡 量	独自 処理 量								
	—	1,762	—	1,761	—	1,757	—	1,760	—	1,768
茶色のガラス製の容器	974		973		971		973		978	
	引渡 量	独自 処理 量								
	—	974	—	973	—	971	—	973	—	978
その他のガラス製の容 器	3,284		3,281		3,274		3,279		3,295	
	引渡 量	独自 処理 量								
	2,863	421	2,860	421	2,854	420	2,859	420	2,873	422
主として紙製の容器包 装であって、飲料を充て んするためのもの（原材 料としてアルミニウム が利用されているもの を除く。）	161		161		161		161		162	
主として段ボール製の 容器	10,755		10,744		10,737		10,759		10,810	
主としてポリエチレン テレフタレート製の容 器であって、飲料又はし ょうゆ等を充てんする ためのもの	3,324		3,320		3,326		3,332		3,348	
	引渡 量	独自 処理 量								
	—	3,324	—	3,320	—	3,326	—	3,332	—	3,348
主としてプラスチック 製の容器包装であって、 上記以外のもの(※)	972		3,781		6,463		6,463		6,463	
	引渡 量	独自 処理 量								
	839	133	3,648	133	6,330	133	6,330	133	6,330	133

(※) プラスチック製容器包装は引き渡し、食品トレイ及び発泡スチロールは独自処理をする。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別収集は、資源回収場所（集積所）において実施することを基本とする。

また、自治会、町会等の区民団体が実施している集団回収についても、促進を図る。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん	区民団体による集団回収	民間業者
			区による分別回収	民間業者
	アルミ製容器	かん	区民団体による集団回収	民間業者
			区による分別回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん	区による分別回収	民間業者
紙類	飲料用紙容器	紙パック	区民団体による集団回収	民間業者
			区による分別回収	民間業者
	段ボール	段ボール	区民団体による集団回収	民間業者
			区による分別回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による分別回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック	区による分別回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した容器包装廃棄物を、区内の民間業者の施設において選別、圧縮、保管する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 容器包装廃棄物の分別回収を円滑かつ効率的に進めるために、区民、区民団体及び事業者の代表により構成される大田区清掃・リサイクル協議会の意見を聴取する。
- 自治会、町会等の区民団体の自主的な活動である集団回収を促進するため、必要な支援を実施する。